

稲作病虫害発生予察調査実施要領

1 目的

稲作病虫害の発生予察を行い、主要病虫害の発生活長を把握し、適期・適法・経済的な防除の実施とあわせ農薬の乱用を防ぎ農薬の安全使用の推進を図る。

2 実施場所

濁川地区・大江山地区・石山地区・曾野木地区・中野小屋地区・赤塚地区

3 対象作物

水稻

4 調査の概要

(1) 対象病虫害及び調査項目

ニカメイチュウ飛来誘殺数

(2) 調査期間

毎年5月10日～8月31日

5 調査の実施

(1) 本事業にあたり、市は関係各地区病虫害防除協議会に調査を委託する。

(2) 市は本事業の実施を円滑に進めるため、市内農業関係団体、新潟県農業普及指導センター、新潟病虫害防除所等関係機関の協力を得て調査の指導と活用を図り、同時に関係事業との連絡調整を行うものとする。

6 報告

(1) 誘殺数の報告は、下記の期間中は毎日、その他の期間にあつては5日おき（休日の場合は翌日）に市農業政策課まで報告する。

《毎日報告する期間》

第1羽化期 5月25日から6月12日

第2羽化期 7月25日から8月7日

(2) 全調査終了後、すみやかに調査成績を別記様式により市長あて報告するものとする。

7 その他

(1) 市は受託者に委託料として日額5,000円×調査時間×調査日数を全調査終了後支払うものとする。

(2) 事業実施中、市は受託者に対し調査に必要な器具を貸付けするものとする。

(3) 事業実施中、受託者の過失により生じた損害は受託者の負担とする。

(4) 調査期間は、作期の変更により変わる場合もある。

ただし、この場合は市と受託者との間で協議の上決めるものとする。

(5) その他、この要領に示すほか必要な事項については、当事者間の協議により決めるものとする。

付則

1. 平成16年4月1日施行
2. 平成17年4月1日改正
3. 平成18年4月1日改正
4. 平成19年4月1日改正
5. 平成20年4月1日改正